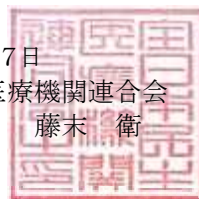


殿

2015年2月17日
全日本民主医療機関連合会
会長 藤末 衛



介護報酬の再改定を求める陳情書

政府は1月14日、介護報酬2015年度改定について2.27%もの大幅なマイナス改定を閣議決定し、2月6日には、この改定率をふまえ個別サービス事業ごとの報酬単位を発表しました。処遇改善(+1.65%)や中重度・認知症対応など(+0.56%)で引き上げ分が見込まれているものの、その財源を捻出するためにその他のサービス全体で4.48%マイナスという大幅な引き下げとなっています。このまま実施されれば、政府が医療・介護制度改革の達成時期としている2025年を待たずに、これまで事業者、自治体の力で築き上げてきた地域の介護基盤そのものを崩壊させることになりかねません。

第1に、ほぼ全てのサービス事業において基本報酬が軒並み引き下げられており、基本報酬のこれだけの規模の引き下げは過去に例をみません。特に小規模の通所介護で10%弱、特養ホーム(多床室)で6%前後の大幅な引き下げとなっており、他のサービスでも数パーセント単位で引き下げられています。従来の加算分を上積みしても基本報酬のマイナス分をカバーできない規模の引き下げです。さらに、要支援1、2を対象とする介護予防通所介護の基本報酬は20%強の引き下げとなりました。すでに介護予防事業からの撤退を表明する事業所も出ており、このままではこの報酬を基準として単価が設定される市町村の「総合事業」の実施も困難になると考えられます。中重度・認知症対応など新たに設けられた加算を算定することで収益の増加を見込むことはできますが、職員の体制強化など算定要件が厳しく、容易に算定できるものではありません。とりわけ小規模な事業所が新たな加算を算定することはたいへん困難であると考えられ、経営が悪化することで事業の縮小や廃業に追い込まれる事態にもなりかねません。利用者にとっては、必要なサービスが受けられなくなったり、介護サービスの後退に直結する重大な問題です。

第2に、処遇改善のためにプラス改定部分として処遇改善加算などの拡充が図られましたが、介護報酬全体が大幅に引き下げられるもとでは有効な対策にはなり得ない点です。事業所全体の経営が悪化すれば、事業を維持していくために正規職員を非正規職員に切り替えたり、新規採用をとりやめるなどを検討せざるを得ない事態が生じます。加算で介護職員の給与は上がったとしても、さらなる人手不足に陥ることで業務の過密化や労働環境全体の悪化が生じ、離職者を増やし、いっそうの人手不足になるという「負の連鎖」を断ち切れないまま困難が増大していくことになります。介護の質の向上など望むべくもありません。介護報酬全体の引き上げは処遇改善の大前提です。政府自身現状が深刻な人手不足状態にあると認識し、2025年に向けて100万人の介護職員の増員が必要との見通しを示しています。それにも関わらずマイナス改定に踏み切ったことは全く理解できません。

第3に、「介護サービス事業所の収支差率が高い」「特養ホームは多額の内部留保を保有している」など繰り返し強調されてきた引き下げの理由を政府自ら否定していることです。収支差率はあくまでも平均値であり、有効回答率も5割前後であることから、厚労省自身「現状の経営実態を正確に反映したものでない」と説明しています。また、特養ホームの約3割が内部留保があるどころか赤字経営となっており(老施協調査)、そもそも内部留保といっても一般企業の内部留保とは性格が異なるため「単純に比較対照できない」ことは財務省も「承知している」と述べています。介護報酬引き下げの根拠を政府自身が否定しているにも関わらず、「削減先にありき」で引き下げ改定を決定したことは到底納得できるものではありません。

このような改定では、事業者も、介護で働く人も、介護を受ける利用者もまったく将来に希望をもてません。以下の2点について陳情します。

- 1 介護報酬の再改定を実施すること。その際、基本報酬部分の「底上げ」をはかること
- 2 報酬改定が利用者のサービス利用に支障をもたらさないよう、必要な対策を併せて講じること

以上